

令和4年度 市民税・県民税 申告の手引き



申告書の提出期限

令和4年3月15日（火）

申告書を提出する必要がある方

令和4年1月1日現在野々市市にお住まいで、令和3年中に次のような所得があった方

1 営業等、農業、配当、地代、家賃、公的年金以外の雑所得、一時所得があった方

2 給与収入があった方で次に該当する方

- ・ 令和3年中に退職した場合や年末調整をしていない給与収入のあった方
- ・ 給与以外の所得があった方（給与以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告が必要です。）
- ・ 給与所得の源泉徴収票に記載のない控除（医療費控除、寄附金税額控除、扶養控除など）を受けようとする方

3 公的年金等の収入があった方で次に該当する方

- ・ 公的年金等の収入以外の所得があった方（公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告が必要です。）
- ・ 公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除（医療費控除、寄附金税額控除、扶養控除など）を受けようとする方

※ 収入がなかった方でも、次に該当する方は市民税・県民税の申告が必要です

- ・ 国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減を受けようとする方
- ・ 非課税年金（障害者年金、遺族年金）の収入のみの方や他市町村在住の親族に扶養されていた方
- ・ 保育料の算定や公営住宅の入居資格確認、各種福祉手当の受給などの算定を受けようとする方

申告書を提出する必要がない方

- 1 令和3年分所得税の確定申告書を提出される方
- 2 給与所得のみの方で、勤務先で年末調整をされた方
- 3 公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得がなかった方

申告に必要なもの

- ① 本人確認書類……………マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳、保険証などのうち1点
- ② **個人番号（マイナンバー）がわかるもの**…マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー入りの住民票のうち1点
※ 控除対象配偶者や扶養親族がいる場合はその方の分も必要です。
- ③ 令和3年中の収入や必要経費がわかるもの
 - ・ 給与所得の源泉徴収票（ない場合は給与明細、支払証明書など）
 - ・ 公的年金等の源泉徴収票
 - ・ 生命保険金等の満期支払明細書など
 - ・ 報酬等の支払調書など
 - ・ 収支内訳書（事業所得者および不動産所得者の場合）※収入および必要経費がわかる書類
- ④ 各種控除に必要な領収書、証明書など（令和3年中に支払ったもの）
 - ・ 社会保険料控除……………国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の領収書や支払証明書、国民年金保険料の控除証明書や領収書、その他社会保険料（任意継続保険料など）の領収書
 - ・ 医療費控除……………医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書
 - ・ 生命保険料控除・地震保険料控除…保険会社などが発行する控除証明書
 - ・ 障害者控除……………障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など
 - ・ 寄附金税額控除……………寄附先の団体などが発行した寄附金の受領証など
 - ・ 勤労学生控除……………在学を証明する書類

【申告書の提出先・お問い合わせ先】

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地

野々市市 総務部 税務課 住民税係 (076)227-6036

※この申告の手引きは、令和4年1月1日現在の地方税法などに基づいて作成しています。
地方税法などの改正があった場合は、その内容に従って税額を計算します。

収入(所得)の種類

- ・ 収入金額（ア～シ）・・・令和3年1月1日～12月31日に収入が確定した金額
- ・ 所得金額（①～⑫）・・・収入金額から必要経費など（生活費、所得税、住民税などは含みません）を差し引いた金額

1 収入金額等 ・ 2 所得金額

所得の種類	収入(所得)の内容	必要経費等
事業 ア① 営業等 イ② 農業	個人事業者（販売業、製造業、飲食業など）、外交員、検針員などの収入	収入を得るために支出した費用 ※収支内訳書を添付してください
	米、野菜、花、果樹などの生産販売による収入	
ウ③ 不動産	貸家、アパート、貸駐車場、貸地などによる収入	
エ④ 利子	公社債、預貯金の利子、合同運用信託などの分配金（所得税源泉分離のものは除く）	なし
オ⑤ 配当	株式・出資の配当、余剰金の分配 （上場株式等に関するものは申告不要。※大口株主を除く）	株式等を取得するための借入金に係る負債利子
カ⑥ 給与	給与、賃金、賞与などの収入：源泉徴収票がない場合は申告書裏面の〔6 給与所得の内訳〕に記入してください。	下記速算表により所得金額計算
雑 キ⑦ 公的年金等 ク⑧ 業務 ケ⑨ その他	国民年金、厚生年金、企業年金などの公的年金収入：源泉徴収票を添付してください。	下記速算表により所得金額計算
	原稿料、講演料、ネットオークションなどの個人取引、食料品の調達などの副収入による所得：申告書裏面の〔9 雑所得に関する事項〕に記入してください。	収入を得るために支出した費用
	個人年金（生命保険の年金）、互助年金など他のいずれの所得にも該当しないもの：申告書裏面の〔9 雑所得に関する事項〕に記入してください。	収入を得るために支出した費用 （個人年金等は掛金）
コサ ⑩ 総合譲渡	動産、ゴルフ会員権など分離課税の対象とならない資産の譲渡による所得 （所有期間5年以下・・・短期 / 所有期間5年超・・・長期）	・ 各資産の取得・譲渡費用 ・ 特別控除額（上限50万円）
シ⑪ 一時	生命保険や損害保険の満期返戻金や解約による払戻金、賞金や懸賞当せん金、競馬等の払戻金など、労務の対価に該当しない一時的な所得	・ 収入を得るために支出した費用 ・ 特別控除額（上限50万円）

◆ 給与所得金額の速算表

給与等の収入金額[A]		給与所得の金額	
0円以上	551,000円未満	0円	
551,000円以上	1,619,000円未満	A - 550,000円	
1,619,000円以上	1,620,000円未満	1,069,000円	
1,620,000円以上	1,622,000円未満	1,070,000円	
1,622,000円以上	1,624,000円未満	1,072,000円	
1,624,000円以上	1,628,000円未満	1,074,000円	
1,628,000円以上	1,800,000円未満	A ÷ 4 = B 千円未満切捨て	B × 2.4 + 100,000円
1,800,000円以上	3,600,000円未満		B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円以上	6,600,000円未満		B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円以上	8,500,000円未満	A × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円以上		A - 1,950,000円	

◆ 公的年金等に係る雑所得の速算表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額[A]	公的年金等の雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 昭和32年1月2日以後に生まれた方	0円以上 1,300,000円未満	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円以上 10,000,000円未満	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
65歳以上 昭和32年1月1日以前に生まれた方	0円以上 3,300,000円未満	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円以上 10,000,000円未満	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

■ 所得金額調整控除

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

- ① 給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合
- ア 本人が特別障害者に該当する
 - イ 年齢23歳未満の扶養親族がいる
 - ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる

[計算] (給与等の収入金額※ - 850万円) × 10%
 ※ 給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円

- ② 給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合

[計算] (給与所得控除後の給与等の金額※ + 公的年金等に係る雑所得の金額※) - 10万円

※ それぞれ10万円を超える場合は10万円

- ①②の両方に該当する場合は、①の控除後に②の金額を控除します。

3・4 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	控除の要件等	控除額（計算方法）																																																								
⑬ 社会保険料控除	あなたや生計を一にする配偶者、親族のために、令和3年中にあなたが支払った国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料などの控除 ※ 保険税（料）の領収書、国民年金保険料は控除証明書が必要	支払金額の全額																																																								
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	令和3年中にあなたが支払った小規模企業共済制度に基づく掛金、または確定拠出年金法に基づく個人年金加入者掛金もしくは心身障害者扶養共済掛金の控除 ※ 領収書などが必要	支払金額の全額																																																								
⑮ 生命保険料控除	令和3年中にあなたが支払った一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料の掛金がある場合の控除 ※ 控除証明書が必要 ・ 新契約と旧契約の両方で控除を受ける場合、一般生命保険料、個人年金保険料とも、控除額上限はそれぞれ28,000円です。 ・ 旧契約のみで控除を受ける場合、一般生命保険料、個人年金保険料とも、控除額上限はそれぞれ35,000円です。 ・ 新契約、旧契約のどちらに該当するかは控除証明書に記載されています。介護医療保険料は新契約に該当します。 ・ 市民税・県民税における生命保険料控除の上限額は70,000円です。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払金額[A]</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">新契約</td> <td>12,000円以下</td> <td>Aの全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円以上 32,000円以下</td> <td>Aの1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円以上 56,000円以下</td> <td>Aの1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">旧契約</td> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>Aの全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円以上 40,000円以下</td> <td>Aの1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円以上 70,000円以下</td> <td>Aの1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>		支払金額[A]	控除額	新契約	12,000円以下	Aの全額	12,001円以上 32,000円以下	Aの1/2+6,000円	32,001円以上 56,000円以下	Aの1/4+14,000円	旧契約	56,001円以上	28,000円	15,000円以下	Aの全額	15,001円以上 40,000円以下	Aの1/2+7,500円	40,001円以上 70,000円以下	Aの1/4+17,500円		70,001円以上	35,000円																																		
			支払金額[A]	控除額																																																						
新契約	12,000円以下	Aの全額																																																								
	12,001円以上 32,000円以下	Aの1/2+6,000円																																																								
	32,001円以上 56,000円以下	Aの1/4+14,000円																																																								
旧契約	56,001円以上	28,000円																																																								
	15,000円以下	Aの全額																																																								
	15,001円以上 40,000円以下	Aの1/2+7,500円																																																								
	40,001円以上 70,000円以下	Aの1/4+17,500円																																																								
	70,001円以上	35,000円																																																								
⑯ 地震保険料控除	令和3年中にあなたが支払った地震保険料または平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等の保険料や掛金がある場合の控除 ※ 控除証明書が必要 一つの損害保険契約が、地震保険と長期損害保険契約のいずれにも該当する場合は、地震保険料控除または長期損害保険料控除のどちらか一方の控除しか受けられません。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払金額[A]</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震保険料</td> <td>50,000円以下</td> <td>A×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧長期損害保険料</td> <td>5,000円以下</td> <td>Aの全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円以上 15,000円以下</td> <td>A×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>		支払金額[A]	控除額	地震保険料	50,000円以下	A×1/2	50,001円以上	25,000円	旧長期損害保険料	5,000円以下	Aの全額	5,001円以上 15,000円以下	A×1/2+2,500円	15,001円以上	10,000円																																									
	支払金額[A]	控除額																																																								
地震保険料	50,000円以下	A×1/2																																																								
	50,001円以上	25,000円																																																								
旧長期損害保険料	5,000円以下	Aの全額																																																								
	5,001円以上 15,000円以下	A×1/2+2,500円																																																								
	15,001円以上	10,000円																																																								
⑰ 寡婦控除	次の①～④の要件をすべて満たす場合の控除（下記ひとり親控除の該当者を除く）。 ①夫と死別、離別した後婚姻していない、または夫が生死不明 ②合計所得金額が500万円以下 ③合計所得金額が48万円以下の扶養親族がいる（離婚の場合のみ） ④事実婚状態にある方がいない	26万円																																																								
⑱ ひとり親控除	現に婚姻をしていない、または配偶者が生死不明の方で次の①～③の要件をすべて満たす場合の控除 ①合計所得金額が500万円以下 ②総所得金額等の合計額が48万円以下の生計を一にする子（他の方の扶養親族等となっている子を除く）がいる ③事実婚状態にある方がいない	30万円																																																								
⑲ 勤労学生控除	あなたが学生または生徒で、合計所得金額が75万円以下であり、かつ勤労に基づく所得（給与所得など）以外の所得の金額が10万円以下の場合の控除	26万円																																																								
⑳ 障害者控除	普通障害 あなたやあなたの扶養親族が、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合や、精神保健指定医などにより知的障害者と判定されている場合の控除	26万円																																																								
	特別障害 身体障害者手帳の障害の程度が1、2級と記載のある方や、精神障害者保健福祉手帳の等級に1級と記載のある方、重度の知的障害と判断された方の控除	30万円 53万円（同居特別障害）																																																								
㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	【②配偶者控除・②配偶者特別控除】 あなたの令和3年中の合計所得が1,000万円以下で、令和3年12月31日現在あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者、内縁関係は除く）の合計所得が右の表の場合の控除 ※ 老人配偶者は昭和27年1月1日以前に生まれた配偶者 ※ 給与収入の場合は201万円未満の配偶者が対象 【同一生計配偶者】 あなたの令和3年中の合計所得が1,000万円を超え、あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者、内縁関係は除く）の合計所得金額が48万円以下の場合、「同一生計配偶者」欄の□をチェック（✓）します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>あなたの合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">配偶者の合計所得金額</td> <td>48万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td rowspan="10">②</td> </tr> <tr> <td>老人配偶者</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>48万円超 95万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>133万円超</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	区分	配偶者の合計所得金額	48万円以下	33万円	22万円	11万円	②	老人配偶者	38万円	26万円	13万円	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	なし	なし	なし	
		あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	区分																																																				
配偶者の合計所得金額	48万円以下	33万円	22万円	11万円	②																																																					
	老人配偶者	38万円	26万円	13万円																																																						
	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円																																																						
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																						
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																						
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																						
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																						
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																						
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																						
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																						
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																							
133万円超	なし	なし	なし																																																							
⑳ 扶養控除	令和3年12月31日現在あなたと生計を一にする扶養者（事業専従者は除く）のうち、合計所得金額が48万円以下の場合の控除 ※ 給与収入の場合は103万円以下の方が対象 16歳未満（平成18年1月2日以降生まれ）の扶養親族がいる場合は、申告書表面の「16歳未満の扶養親族」欄に記載してください。扶養控除の対象とはなりません。障害者控除、寡婦・ひとり親控除、非課税の判定において扶養親族として扱われます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">該当者</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>16歳以上で下記以外の方</td> <td>平成18年1月1日以前生まれの方</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養</td> <td>19歳～22歳の方</td> <td>平成11年1月2日～平成15年1月1日生まれの方</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養</td> <td>70歳以上の方</td> <td>昭和27年1月1日以前生まれの方</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td colspan="2">老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の（祖）父母等で同居している方</td> <td>45万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	該当者		控除額	一般	16歳以上で下記以外の方	平成18年1月1日以前生まれの方	33万円	特定扶養	19歳～22歳の方	平成11年1月2日～平成15年1月1日生まれの方	45万円	老人扶養	70歳以上の方	昭和27年1月1日以前生まれの方	38万円	同居老親等	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の（祖）父母等で同居している方		45万円																																				
区分	該当者		控除額																																																							
一般	16歳以上で下記以外の方	平成18年1月1日以前生まれの方	33万円																																																							
特定扶養	19歳～22歳の方	平成11年1月2日～平成15年1月1日生まれの方	45万円																																																							
老人扶養	70歳以上の方	昭和27年1月1日以前生まれの方	38万円																																																							
同居老親等	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の（祖）父母等で同居している方		45万円																																																							
㉔ 基礎控除	合計所得金額に応じて適用される控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし																																														
合計所得金額	控除額																																																									
2,400万円以下	43万円																																																									
2,400万円超 2,450万円以下	29万円																																																									
2,450万円超 2,500万円以下	15万円																																																									
2,500万円超	適用なし																																																									

控除の種類	控除の要件等	控除額（計算方法）
②⑥ 雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、親族が有する資産について、令和3年中に災害、盗難などにより損失を受けた場合の控除 ※ 被害証明書、保険金などで補てんされた場合はその明細書が必要	・ 差引損失額（損害金額－保険金などで補てんされる金額）－総所得金額等の合計額の10% ・ 差引損失額のうち災害関連支出金額－5万円のいずれか高い金額
⑦ 医療費控除 ※いずれかの選択適用となります	【医療費控除】 あなたやあなたと生計を一にする配偶者、親族の治療のために、あなたが令和3年中に病院などに医療費を支払った場合の控除 ※ 医療費控除の明細書が必要（保険金などの補てんがあればその額も記載）	（支払った医療費－保険金などによる補てん額）－〔（総所得金額等の5%）と10万円のいずれか少ない金額〕 ※ 最高200万円
	【セルフメディケーション税制（スイッチOTC薬控除）】 あなたが令和3年中に健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行い、あなたやあなたと生計を一にする配偶者、親族のために特定の医薬品を購入した場合の控除 ※ セルフメディケーション税制の明細書が必要（保険金などの補てんがあればその額も記載）	（支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金などによる補てん額）－12,000円 ※ 最高88,000円

その他の項目について

5 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

給与所得および公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する市民税・県民税の納税方法を選択してください。給与から天引きをする場合は「給与から天引き（特別徴収）」、自分で納付する場合は「自分で納付（普通徴収）」をチェック（✓）してください。

6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある方で、源泉徴収票のない方は記入してください。合計額を申告書表面の「給与収入（ア）」に記入してください。

7 事業・不動産所得に関する事項

事業・不動産所得がある方は、別紙「収支内訳書」を記入し、申告書と併せて提出してください。

8・9・10 配当所得、雑所得（公的年金以外）、総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

該当する所得のあった方は記入してください。

11 事業専従者に関する事項

事業・不動産所得のある方で、事業専従者がいる場合は記入してください。白色専従者控除限度額：次の①②のいずれか少ない方の額

- ① 配偶者：86万円、その他：50万円 ②（事業・不動産・山林所得の合計額）÷（事業専従者の数+1）

12 別居の扶養親族等に関する事項

別居の控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者がいる場合は記入してください。

13 事業税に関する事項

事業税に関することについては、石川県金沢県税事務所（☎ 263-8832）にお問い合わせください。

14 配当割額または株式譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は記入のうえ、次の書類を添付してください。

- ・ 特定（上場株式等の）配当に係る所得・・・「利益配当金受領証」
- ・ 特定（上場分の）株式等譲渡所得金額に係る所得・・・「年間取引報告書」

特定（上場株式等の）配当に係る所得は、原則申告不要（大口株主を除く）です。申告する場合は総合課税の対象とされていますが、平成21年1月1日以降に支払いを受けるべき特定（上場株式等の）配当は申告分離課税を選択することができます。ただし、申告する特定（上場株式等の）配当のすべてについて、総合課税と申告分離課税のいずれかに統一しなければなりません。また、申告分離課税を選択するとき、あるいは特定（上場分の）株式等譲渡所得金額に係る所得を申告するときは、「市民税・県民税申告書（分離課税用）」が必要です。

15 寄附金に関する事項

令和3年中に次に掲げる団体への寄附を行い、寄附金税額控除を受けようとする場合は、寄附金額を記入し、寄附金の受領証等を添付してください。また、認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附については記入せず、別紙「寄附金税額控除申告書（二）」に記入してください。

- ① 都道府県・市区町村（特例控除対象）
- ② 住所地の共同募金会または日本赤十字社の支部、都道府県・市区町村（特例控除対象以外）
- ③ 住所地の都道府県・市区町村の条例で指定された団体

【ふるさと納税でワンストップ特例申請をした方へ】

ワンストップ特例申請した方について、以下の場合は特例の適用対象外となります。

- ・ 確定申告書、市民税・県民税申告書を提出した場合
- ・ ふるさと納税の寄附先が5団体を越えた場合

この場合は、確定申告や市民税・県民税の申告の際に、寄附金に関する申告が必要となりますのでご注意ください。

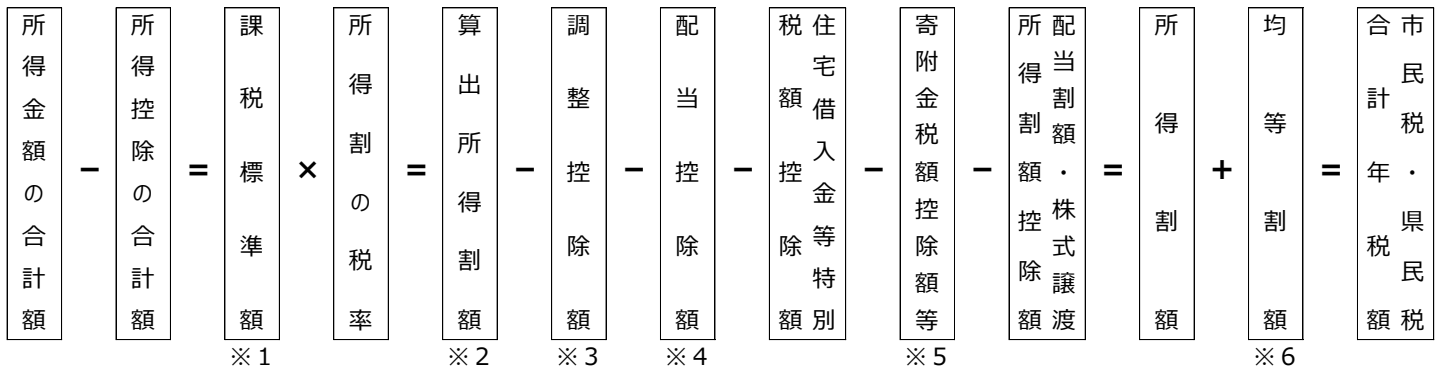
16 所得金額調整控除に関する事項

所得金額調整控除の適用がある方で、この手引きの「所得金額調整控除」の項目のうち①に該当する方は記入して下さい。

【通信欄】令和3年中に所得のなかった方等の記入欄

令和3年中に申告書表面に該当する所得がなかった方は、この欄の該当する部分に生活状況を記入してください。

令和4年度の市民税・県民税は、令和3年中の所得をもとに、次のように算出します。
 ただし、分離課税の所得がある方や特殊な税額計算が行われる方は、別の計算方法により算出されます。



※1 課税標準額

申告書の⑭「所得金額の合計額」から⑲「所得から差し引かれる金額の合計額」を差し引いて、「課税標準額（千円未満切捨て）」を算出します。

※2 算出所得割額

1の課税標準額に所得割の税率（市民税 6%、県民税 4%）を乗じます。

※3 調整控除額

合計課税所得金額	調整控除額（市民税3%、県民税2%）
200万円以下の場合	次の①と②のいずれか少ない金額の5% ①所得税との人的控除額の差額の合計額 ②合計課税所得金額
200万円超の場合	次の①の金額から②の金額を控除した金額（5万円未満の場合は5万円）の5% ①所得税との人的控除額の差額の合計額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

<人的控除額の差額>

控除の種類	金額	控除の種類	金額	控除の種類	金額					
基礎控除	5万円	障害者控除	普通	1万円	納税者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
扶養控除	一般		5万円	特別		10万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円
	特定		18万円	同居特別	22万円	老人		10万円	6万円	3万円
	老人	10万円	寡婦控除		1万円	配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
同居老親等	13万円	ひとり親控除	母	5万円	50万円以上 55万円未満		3万円	2万円	1万円	
勤労学生控除	1万円		父	1万円						

※4 配当控除の控除率

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外資建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外資建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※5 寄附金税額控除額

次の寄附が対象です。

- ①都道府県・市区町村（特例控除対象）に対する寄附金
- ②住所地の都道府県共同募金会または日本赤十字社の支部、都道府県・市区町村（特例控除対象以外）
- ③住所地の都道府県・市区町村の条例で指定された団体

<控除額> 次のaとbの合計額

- a. （寄附金額または総所得金額等の30%のいずれか少ない方の金額） - 2,000円 × 10%
- b. （①の寄附金額 - 2,000円） × （90% - 所得税の税率 × 1.021） ※所得割の20%が上限

※6 均等割額

市民税	県民税
3,500円	2,000円

東日本大震災からの復興に関する地方公共団体の防災のための財源確保として、平成26年から10年間、市民税・県民税の均等割額がそれぞれ500円ずつ引き上げられています。また、県民税均等割額のうち500円はいしかわ森林環境税です。